

改正

平成8年7月11日規則第35号
平成10年3月30日規則第10号
平成11年3月25日規則第1号
平成12年3月31日規則第37号
平成14年3月25日規則第14号
平成15年3月31日規則第15号
平成18年3月31日規則第40号
平成18年10月16日規則第81号
平成19年3月26日規則第22号
平成19年7月23日規則第57号
平成20年3月31日規則第24号
平成21年3月30日規則第27号
平成24年3月19日規則第3号
平成25年3月29日規則第22号
平成26年12月25日規則第50号
平成29年3月31日規則第19号
令和2年3月30日規則第24号
令和5年3月23日規則第13号
令和7年3月31日規則第21号
令和8年6月11日規則第26号

明石市契約規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札（第3条—第15条）

第2節 指名競争入札（第16条・第17条）

第3節 せり売り（第18条）

第4節 随意契約（第19条—第21条）

第3章 契約の締結（第22条—第27条）

第4章 契約の履行の確保

第1節 契約の履行（第28条—第32条）

第2節 工事等の監督及び検査（第33条—第48条）

第3節 物件の買入れ等の監督及び検査（第49条—第51条）

第5章 雑則（第52条・第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が行う契約について、法令、条例又は他の規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則における用語の意義は、明石市財務規則（昭和40年規則第17号）における用語の例による。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格）

第3条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当することを認定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項の規定に基づき、その者をその時から3年間一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理

人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき（落札者が契約を締結しないときその他の別に定める軽易なときを除く。）。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- （市長が定める一般競争入札参加者の資格審査）

第4条 市長は、政令第167条の5第1項の規定により資格を定めた場合においては、定期又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項及び申請の時期、方法等について、公示するものとする。

（入札の公告）

第5条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、法令に定めのあるもののほか、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、明石市公告式条例（昭和25年条例第10号）に規定する掲示場への掲示、新聞・広報紙への掲載又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時（電子入札（市長が指定する方法により電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）及び郵便入札（市長が指定する方法で郵便により行う入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札の期間）
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札に関する条件
- (7) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨
- (8) 前金払又は第32条の規定により部分払をするときは、その旨
- (9) 電子入札及び郵便入札の場合にあつては、その旨
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 前項の場合において緊急やむを得ない理由のあるときは、同項に規定する期間を3日まで短縮することができる。

（再度公告入札の告示期間）

第5条の2 市長は、一般競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を締結しないため、更に一般競争入札に付そうとするときは、前条第1項に規定する公告の期間を3日までに短縮することができる。

（入札保証金）

第6条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札金額の10分の1以上の入札保証金を入札の公告で指定した期限までに納めさせなければならない。ただし、次に掲げるときにおいては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条第1項に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、その者

が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその必要がないと認めるとき。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、当該入札保証金と同額の価値のある国債又は地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

(1) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債券

(2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が確実と認める担保

3 市長は、入札保証金を落札者決定の後還付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の全部又は一部に充当させなければならない。

(予定価格)

第7条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格(第14条第3項の場合にあっては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。)を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定した価格(以下「予定価格」という。)を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した予定価格調書は、封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札の執行前に予定価格を公表する場合は、この限りでない。

3 予定価格は、一般競争入札に対する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。

(低入札基準価格又は最低制限価格)

第8条 市長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約をしようとする場合において、契約の内容に適合した履行を確保する必要があるため、最低の価格をもって申込みをした者の当該価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときにおいて、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする必要がある契約にあっては、あらかじめ、当該契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準価格(以下「低入札基準価格」という。)を設けなければならない。

2 市長は、前項に規定する方法によっても、当該契約内容に適合した履行を確保し難いと認めた場合においては、最低制限価格を設けることができる。

3 前条第3項の規定は、低入札基準価格及び最低制限価格について準用する。この場合において、当該価格を予定価格に併記するものとする。

(入札の方法)

第9条 入札は、入札書を入札に付する事項ごとに作成して、これを封書にし、所定の日時まで直接提出してするものとする。

2 前項の場合において、入札書を書留郵便によって提出することが認められたときは、封書に「入札書」と表記の上、あて名及び工事名等を記載しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が郵便入札を指定した場合は、入札に参加しようとする者は、別に定める方法により入札書を提出しなければならない。

(電子入札の方法)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、市長が電子入札を指定した場合は、入札に参加しようとする者は、前条第1項の入札書に代えて、その使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、当該情報を入札の期間内に市長の指定する電子計算機に到達させなければならない。

2 前項の入札金額その他所定の情報は、市長の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。

3 前2項に規定するもののほか、電子入札について必要な事項は、別に定める。

(入札の執行の取消し又は執行中止)

第10条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 市長は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(開札結果表)

第11条 市長は、開札後速やかに開札結果表を作成して入札者その他入札立会人に示さなければならない。

(無効とする入札)

第12条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札書が所定の日時までには到着しない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (6) 入札者の氏名及び押印の無い入札(電子入札を除く。)
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 第2号から前号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(再度入札の参加者の資格)

第13条 市長は、政令第167条の8第4項の規定により再度入札に付そうとするときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 前回の入札に参加しなかった者
- (2) 前条に掲げる無効の入札をした者
- (3) 最低制限価格を設けた場合におけるその価格未満の入札をした者

(契約の相手方)

第14条 市長は、一般競争入札により契約しようとする場合においては、次に掲げるところにより落札者を決定し、契約の相手方とするものとする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の買入れ若しくは借入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、第8条第1項に規定する低入札基準価格を設けた場合においては、低入札基準価格を下回る価格で申込みをした者がいないときにあつては予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち最低の価格で申込みをした者を、低入札基準価格を下回る価格で申込みをした者があるときにあつては予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち別に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めた者を落札者とし、第8条第2項に規定する最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 物件の売払い又は貸付けその他市の収入の原因となる契約については、予定価格以上であつて、最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (3) 前2号の規定により落札者を決定する場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、市長は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する契約について、その性質又は目的から同項の規定により落札者を決定し難い場合においては、市長は、政令第167条の10の2の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる。
- 3 市の所有に属する財産と市以外の者の所有する財産との交換に関する契約について一般競争入札に付す場合にあつては、それぞれの財産の累計価格の差が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる。

(落札者の決定の通知)

第15条 市長は、一般競争入札により落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知しなければならない。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の指名)

第16条 市長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札の参加資格を有する者のうちから、競争に参加する者を原則として5人以上指名しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、第5条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第17条 第3条、第4条及び第6条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、第4条第1項中「政令第167条の5第1項」とあるのは、「政令第167条の11第2項」と読み替えるものとする。

2 指名競争入札のうち、公募による指名競争入札により契約を締結しようとする場合においては、第5条及び第5条の2の規定を準用する。

第3節 せり売り

（一般競争入札に関する規定の準用）

第18条 第5条から第7条まで及び第15条の規定は、動産の売払いにおいてせり売りに付する場合について準用する。

第4節 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第19条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が200万円を超えない工事又は製造の請負をさせるとき。
- (2) 予定価格が150万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

（随意契約の内容等の公表）

第19条の2 市長は、政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約を締結するときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称及びその発注の見通し
- (2) 契約の締結前における契約の内容及び契約の相手方の選定の基準その他契約の締結について必要と認められる事項
- (3) 契約の締結後における契約の相手方となった者の氏名又は名称、住所又は所在地及び契約の相手方とした理由その他契約の締結の状況について必要と認められる事項

（予定価格）

第20条 市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第7条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴収等）

第21条 市長は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、見積書を徴することができないとき、又はその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 第15条の規定は、随意契約の相手方を決定した場合に準用する。

第3章 契約の締結

（契約の締結）

第22条 落札者（随意契約にあつては、契約の相手方となるべき者）は、第15条（第17条、第18条及び前条第2項において準用する場合を含む。）の通知を受けた日（議会の議決に付すべき契約にあつては、第27条第2項の通知を受けた日）から起算して7日以内（当該期間の計算に当たっては、明石市の休日定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日は算入しない。）に契約を締結するとともに、契約保証金を納付しなければならない。

2 市長が特別の理由があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

（契約書の作成）

第23条 市長は、契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項（契約内容を記録した電磁的記録

を含む。以下同じ。)を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期間又は履行期限
 - (4) 契約保証金に関する事項
 - (5) 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
 - (6) 契約代金の支払又は受領の時期
 - (7) 前金払をしようとするときは、その旨及び前金払に関する事項
 - (8) 第32条の規定により部分払をしようとするときは、その旨、回数及び条件
 - (9) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における違約金、遅延利息その他の損害金及び契約保証金の処分
 - (10) 危険負担
 - (11) 契約不適合責任
 - (12) 契約に関する紛争の解決方法
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 建設工事に係る請負契約の場合においては、前項の規定にかかわらず、別に定める建設工事請負契約約款によって契約書を作成しなければならない。

(契約書の省略又は請書)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定による契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が1件200万円以下の契約をするとき。
 - (2) 物件を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。
 - (3) 物件を購入する場合において、直ちに現物の検収ができるとき。
 - (4) せり売りに付するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の場合において、契約金額が1件30万円以上の契約をするとき(同項第2号から第4号までに規定する場合を除く。)その他契約の適正な履行を確保するため特に必要があると認められるときは、請書を当該契約の相手方に提出させなければならない。

(契約保証金)

第25条 市長は、契約の相手方をして、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、これを証する書面を提出したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年間に市と数回以上にわたって契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者と単価契約を締結する場合において、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 契約を締結する場合において、契約金額が1件200万円以下であり、かつ、契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体と契約をするとき。
- (8) 物件を購入する場合において、直ちに現物の検収ができるとき。
- (9) せり売りに付すとき。
- (10) 変更契約を締結する場合において、変更による契約金額の増加額が当初の契約金額の2割を超えないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長がその必要がないと認めるとき。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

(1) 第6条第2項に掲げるもの

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 契約の相手方は、第1項第1号の規定による書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保険会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該書面を提出したものとみなす。

（契約保証金の還付）

第26条 契約保証金又はこれに代わる担保は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了した後、契約の相手方から還付請求書の提出を受けて還付するものとする。

（仮契約）

第27条 市長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第29号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により、仮契約を締結しなければならない。

2 市長は、仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

第4章 契約の履行の確保

第1節 契約の履行

（権利義務の譲渡等）

第28条 契約の相手方は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市長の承認を得た場合においては、この限りでない。

（契約の変更等）

第29条 市長は、必要があると認めるときは、契約の相手方の同意を得て契約の内容を変更することができる。

2 市長は、契約の相手方から天災その他やむを得ない事由により当該契約に定めた履行期限までに契約を履行することができない旨の書面による申出があった場合において、当該申出に理由があると認めるときは、契約の履行期限を延長することができる。

3 市長は、前2項の規定により、契約の内容を変更し、又は履行期限を延長したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じ、又は講じさせなければならない。

(1) 第23条第1項の規定により契約書を作成している場合 変更契約書（変更内容を記録した電磁的記録を含む。）の作成

(2) 第24条第1項の規定により契約書の作成が省略されている場合であって、同条第2項の規定により請書を提出させている場合 変更請書の提出

（契約の解除）

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。

(1) 契約の相手方が正当な理由なしに契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 契約の相手方が契約の履行期限内に契約を履行しないとき（履行期限を経過した時における契約の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約の相手方が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により登録を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(4) 契約の相手方又はその現場代理人その他の使用人が、監督又は検査に際し職務執行を妨げたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方又はその代理人が契約事項に違反したとき。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、契約を解除することができる。この場合において契約の相手方に損害を与えたときは、これを賠償するものとする。

3 市長は、前2項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形（現場にある検査済材料を含む。）又は物件の納入で検査に合格した履行部分の代価を支払い、当該部分の所有権を取得するものとする。

4 市長は、契約を解除しようとするときは、その理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録に

より契約の相手方に通知しなければならない。

- 5 市長は、第1項の規定により契約を解除した場合において、市に損害があるときは、法令又は契約の定めるところにより損害賠償の請求をしなければならない。ただし、その契約の解除が相手方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(履行遅滞等の場合の違約金)

第31条 市長は、契約の相手方が契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は前条第1項の規定により契約を解除したとき(次の各号のいずれかに該当するときを除く。)は、違約金を徴収しなければならない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しない事由又は契約の解除の事由が相手方の責めに帰することができない事由であるとき。

(2) 契約の履行期限内に契約を履行しないことが市に与える影響が軽微であるとき。

- 2 前項に規定する契約の履行期限内に契約を履行しない相手方に係る違約金の額は、契約金額から検査に合格した履行部分に相応する金額を控除した額につき遅延日数に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率の割合で計算した額とする。この場合、遅延日数の計算については、検査に不合格になった場合における手直しその他必要な措置(以下「手直し等」という。)に要する日数(第1回目の指定日数に限る。)は、控除する。

- 3 契約の履行が遅延したことについて特別の理由があると市長が認めたときは、前項の規定中「計算した額」とあるのは「計算した額の範囲内で市長が相当と認める額」とする。

(部分払)

第32条 市長は、契約の目的たる給付が長期間にわたってなされるものであるときは、相手方の請求を待って、その給付の完済前又は完納前に、検査に合格した履行部分について代金を支払うことができる。

- 2 前項の規定による代金の支払(以下「部分払」という。)をする場合における当該支払金額は、工事又は製造の請負契約にあっては、その履行部分に対する代価の10分の9を、その他の契約にあっては、その履行部分に対する代価を超えることはできない。ただし、性質上可分の工事又は製造の請負契約に係る履行部分に対しては、その代価の金額までを支払うことができる。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、2年度以上にわたる国庫補助の対象となる公共工事の請負契約について中間の年度末に部分払をしようとするときは、各年度ごとに1回を限度として履行部分相当額まで支払うことができる。

- 4 前項に定めるものを除き、部分払のできる回数は、次のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この回数を増減することができる。

工期	回数
90日以上180日未満	1
180日以上270日未満	2
270日以上360日未満	3
360日以上	90日を増すごとに1回を加算する。

- 5 前金払をした公共工事の請負契約について部分払をしようとするときは、第2項の規定による部分払をすることができる金額から前金払額に出来高歩合を乗じて得た額を控除した金額を超えることができない。

第2節 工事等の監督及び検査

(監督職員及び検査員の設置)

第33条 工事(製造を含む。以下この節において同じ。)の請負について、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督職員及び検査員を置く。

- 2 監督職員及び検査員は、同一の職員が兼ねることができない。

(監督職員の選任)

第34条 監督職員は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める職員のうちから選任する。ただし、当該職員が配置されていない場合の取扱いについては、別に定める。

(1) 主任監督員 工事の設計、監理等を主管する課かい(以下「工事主管課」という。)の係長級以上の技術職員

(2) 監督員 工事主管課の技術職員

2 監督職員の選任は、工事の規模及び技術内容の複雑度に応じ、職員の経験年数等を考慮して、工事主管課の長（以下「主管課長」という。）が行う。この場合において、主管課長は、職員の配置状況により、主任監督員を選任することができない場合は、監督員のみを選任することができる。

（監督職員の職務）

第35条 監督職員は、契約書並びに仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書（以下「設計図書」という。）に基づき契約の履行に立ち会って工程を管理し、使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監視し、契約の相手方に必要な指示又は承諾をするものとする。

2 主任監督員は、前項に規定する業務のうち、重要なものを処理するほか監督員の業務執行を指揮監督するものとする。

3 第1項の規定による指示又は承諾は、軽易なものを除き原則として書面又は電磁的記録をもって行わなければならない。

（監督職員の報告）

第36条 監督職員が、その職務を執行することによって、工事内容、請負代金若しくは工期の変更等重要な契約内容の変更を伴う場合又は当該請負者との間に損害賠償についての協議を必要とする場合については、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、監督職員は、自己の権限で処理した事項については、遅滞なく主管課長に報告しなければならない。

（監督職員の検査への協力）

第37条 監督職員は、検査員が行う工事の検査（以下この節において「検査」という。）に立ち会うとともに、当該検査に協力しなければならない。

（検査員の選任等）

第38条 専任検査員は、財務室に所属する技術職員のうちから、工事検査を所管する課長又は担当課長（以下「検査担当課長」という。）（検査担当課長を置かない場合にあっては、財務室長。以下同じ。）が選任する。

2 指定検査員は、工事主管課又は工事主管課が属する室内の他の課の係長級以上の技術職員のうちから当該室の長（以下「主管室長」という。）が選任する。

3 主管室長は、前項の規定により指定検査員を選任（解任を含む。）したときは、7日以内に当該指定検査員の氏名を検査担当課長に通知するものとする。

（検査の執行区分）

第39条 検査の執行は、次の各号に定める区分により行う。ただし、専任検査員の検査の執行状況その他特別の事情により、これにより難しい場合は、工事検査を所管する次長（当該次長を置かない場合にあっては、財務室長）が主管室長と協議して、専任検査員の行うべき検査を指定検査員に代行させることができる。

（1）毎年度の検査の業務量、事業の重要性等を勘案し、市長が定める検査 専任検査員

（2）前号以外の検査 指定検査員

（監督又は検査の委託）

第40条 特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、職員に命じて監督又は検査をすることが困難であり、又は適当でない認められるときは、職員以外の者に委託して、当該監督又は検査を行わせることができる。

2 前項の規定により職員以外の者に監督又は検査を委託した場合には、当該委託を受けた者から監督又は検査の結果について報告書を徴さなければならない。

（検査の種類）

第41条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）完成検査 工事の完成を確認するための検査

（2）中間出来高検査 工事の履行部分について確認するための検査（部分払のための検査を含む。）

（3）随時検査 工事の施行過程において必要に応じて、契約の履行の状況を確認するための検査

（4）手直し検査 工事の手直し等を指示したときにその確認を行うための再検査

（工事概要等の通知）

第42条 主管課長は、財務室が契約事務を行う工事について、当該工事の請負契約が締結されたときは、14日以内に検査担当課長に対し、工事の概要、監督職員の氏名その他必要な事項を通知しな

ればならない。

- 2 主管課長は、専任検査員が検査を行う工事について、当該工事の請負契約が締結されたときは、速やかに検査担当課長に対し、当該工事の契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）を提出しなければならない。

（専任検査員への検査要請等）

第43条 専任検査員が行う検査にあつては、主管課長は、あらかじめ監督職員をして当該工事の施行状況を確認させた上、検査担当課長に検査を要請しなければならない。

- 2 検査担当課長は、前項の要請があつたとき又は随時検査が必要と認められるときは、専任検査員に検査を行わせるものとする。この場合にあつては、検査担当課長は、主管課長に対し、あらかじめ、検査員の氏名、検査の日程等を通知するものとする。

（検査の方法）

第44条 検査は、当該工事の施行場所において、契約図書に照らして、厳正に行わなければならない。ただし、外部から明視できない部分の検査については、工事写真、関係資料等により行うことができる。

- 2 検査員は、工事が契約図書に適合しないと認められる場合において、特に必要と認められるときは、当該工事の施行部分を破壊して検査することができる。
- 3 検査員は、検査を行う場合において、当該検査の対象となった履行部分以外の部分の施工の状況を併せて検査することができる。
- 4 検査員は、監督職員に対して、当該工事に係る契約図書若しくは物件の提示又は工事に関する説明を求めることができる。

（関係職員等の立会い）

第45条 検査員は、検査を実施する場合、監督職員及び契約の相手方又はその現場代理人を立ち合わせて行わなければならない。

（検査結果の報告等）

第46条 検査員は、検査を完了したときは、工事成績の評定を行うとともに検査調書を作成し、7日以内に当該検査の結果を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に通知しなければならない。ただし、別に定めるものについては、工事成績の評定を省略することができる。

（1）第52条第1号に規定する工事 検査担当課長、主管課長及び当該工事の契約を主管する課か
いの長

（2）前号に規定する工事を除く工事 主管課長及び当該工事の契約を主管する課か
いの長

- 2 前項本文の規定による通知を受けたときは、同項第1号の場合にあつては検査担当課長が、同項第2号の場合にあつては主管課長が、契約の相手方に同項本文の規定による検査の結果及び工事成績の評定を通知しなければならない。

（検査後の措置）

第47条 検査員は、検査の結果、当該工事に係る契約図書に適合しない部分があると認めるときは、主管課長に対し、契約の相手方に期限を定めて工事の手直し等そのとるべき措置を通知するものとする。

- 2 主管課長は、前項の通知を受けたときは、契約の相手方に期限を定めて工事の手直し等を命ずるよう監督職員に指示するものとする。
- 3 監督職員は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちに契約の相手方に対し、手直し等を命じなければならない。

（手直し等に係る再検査）

第48条 監督職員は、契約の相手方から手直し等が完了した旨の通知を受けたときは、直ちに現地を確認し、主管課長に報告しなければならない。

- 2 主管課長は、前項の報告を受けたときは、検査員に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 検査員は、前項の規定による通知があつたときは、直ちに手直し等の完了について再検査をしなければならない。
- 4 検査員は、再検査した結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査担当課長、主管課長及び当該契約を主管する課か
いの長に報告しなければならない。

第3節 物件の買入れ等の監督及び検査

(監督及び検査)

第49条 物件の買入れ、借入れ及び修繕並びに委託に係る契約(前節に規定するものを除く。以下「物件の買入れ等」という。)の適正な履行の確保をするため又はその受ける給付の完了を確認するため、前節に定めるもののほか、必要な監督員又は検査員を置く。

(監督員及び検査員)

第50条 監督員は物件の買入れ等に係る事業を主管する係等の長とし、検査員は当該事業を主管する課かいの長とする。

(検査結果の報告等)

第51条 検査員は、次に掲げる物件の買入れ等の検査を完了したときは、検査調書を作成するとともに、7日以内に検査の結果を当該物件等の契約を主管する課かいの長に通知しなければならない。

- (1) 1件100万円を超える備品の購入
- (2) 1件100万円を超える工事に関連する事務の委託

第5章 雑則

(契約事務の特例)

第52条 次の各号に掲げる契約事務は、財務室において、これを行うものとする。

- (1) 1件が200万円を超える工事の請負に関すること。
- (2) 事務の委託(次に掲げるものを除く。)に関すること。
 - ア 工事に直接関連するもののうち1件が100万円以下のもの
 - イ 工事に直接関連しないもののうち1件が1,000万円以下のもの
 - ウ 随意契約(別に定めるものを除く。)により契約を行うもの
 - エ 総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札により契約を行うもの
- (3) 物品(次に掲げるものを除く。)の購入に関すること。
 - ア 価格の一定したもの(単価契約を締結したものを当該契約の相手方から購入する場合を含む。)
 - イ 賄材料、生花、動物及びその飼料並びに葬祭事業専用物品
 - ウ 天文科学館が展示のため必要とするもの
 - エ 資金前渡に係る資金により購入するもの
 - オ 現物給付に係るもの(扶助費で執行するものに限る。)
 - カ 1件が10万円以下のものその他別に定めるもの
- (4) 明石市財務規則第151条の規定に基づく物品の売払いに関すること。

(補則)

第53条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第4章第2節(第46条第2項を除く。)及び第3節(第51条各号列記以外の部分及び第2号を除く。)の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成8年7月11日規則第35号)

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第10号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月25日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第37号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月25日規則第14号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第15号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第40号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月16日規則第81号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月26日規則第22号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 7 月23日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の明石市契約規則第 3 条の規定は、一般競争入札に参加しようとする者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により同条各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実によりこの規則による改正前の明石市契約規則第 3 条の規定に該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月30日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の明石市契約規則第46条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に契約する工事に係る検査及び工事成績の評定について適用し、同日前に契約する工事に係る検査及び工事成績の評定については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月19日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第50号）

この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第19号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の明石市契約規則（以下「改正後の規則」という。）第30条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結された契約の解除について適用し、同日前に締結された契約の解除については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第31条の規定は、施行日以後に締結された契約に係る違約金について適用し、同日前に締結された契約に係る違約金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月23日規則第13号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月31日規則第21号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月11日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。